

## 第1 公有財産売却の参加条件など

### 1 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。)

#### (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に各号該当すると認められる方

〈参考：地方自治法施行令（抄）〉

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

#### (2) 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員のほか、以下の各号に掲げられた者

- 一 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 二 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

- 三 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- 四 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- 五 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 六 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不正に利用している者

- (3) 日本語を完全に理解できない方
- (4) 長野市が定める本ガイドライン及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (5) 当該入札に係る公有財産（物件）に関する事務に従事する長野市職員
- (6) 公有財産買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

## 2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却（不動産・自動車・動産）は、地方自治法などの規定にのっとり長野市が執行する一般競争入札およびせり売りの手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、以後2年間長野市の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます）上の公有財産売却の物件詳細画面や長野市において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。
- (5) 一般競争入札を行う物件については、現状での引渡しとなりますのでご了承ください。
- (6) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申込みなど一連の手続きを行ってください。

### ア 参加仮申込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。

### イ 参加申込み（本申込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、長野市のホームページから、

不動産の場合は、「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（不動産用）」（以下「申込書」といいます。）、及び「誓約書」を印刷し、必要事項を記入・押印（実印）後、添付書類の入札日前1箇月以内に発行された印鑑登録証明書（参加者が法人の場合は、印鑑証明書）を添付のうえ、長野市が指定する日時までに提出してください。（必着）

自動車および動産の場合は、「ながの電子申請サービス」から必要事項を入力し、個人の場合は「公的機関発行の証（運転免許証、パスポート等）のコピー」、法人の場合は「現在事項全部証明書の写し」を添付し、長野市が指定する日時までに申請を行ってください。または、長野市のホームページから「公有財産売却一般競争入札参加申込書（自動車・動産用）」（以下「申込書」といいます。）と「誓約書」を印刷し、必要事項を記入・押印後、個人の場合は「公的機関発行の証（運転免許証、パスポート等）のコピー」、法人の場合は「現在事項全部証明書の写し」を添付のうえ、長野市が指定する日時までに提出してください。（必着）

公有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法をご確認のうえ、申込書の入札保証金納付方法欄にある「クレジットカード」「銀行振込（納付書払い）」のうちご希望の方法いずれか一つに「○」をしてください。（自動車、動産の場合の納付方法は、「クレジットカード」のみとします。）

不動産で「銀行振込（納付書払い）」を選択された方については、長野市から納入通知書を送付しますので、長野市が指定する金融機関で納付してください。（詳しくは「第2 入札保証金の納付について(2)入札保証金の納付方法 イ 銀行振込（納付書払い）による納付」をご覧ください。）

複数の物件について申込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類は1通のみ提出いただければ結構です。

- (7) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

### 3 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

#### (1) 不動産・自動車・動産共通

ア 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など長野市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

イ 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

#### (2) 不動産の場合

ア 売上代金の残金納付確認後、不動産登記簿上の権利移転のみを行います。

イ 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査およびアスベスト調査などは行っておりません。また、開発など（建築など）に当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください

(3) 自動車の場合

ア 一時抹消登録して引渡します。

4 個人情報の取り扱いについて

(1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア 公有財産売却の参加申込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名 など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ 入札者の公有財産売却の参加者情報およびログインIDに登録されているメールアドレスを長野市に開示され、かつ長野市がこれらの情報を長野市公文書管理規程に基づき、5年間保管すること。

長野市から公有財産売却の参加者に対し、ログインIDで認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログインIDに紐づく会員識別番号が売却システム上において一定期間公開されること。

エ 長野市は収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4第1項に定める参加条件の確認または同条第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。また、入札参加者等が暴力団関係者でないことを確認するため、長野県中央警察署等へ照会します。（地方自治法施行令第167条の14で準用する「せり売り」の場合も含みます）

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が、住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても、不動産の場合は、所有権移転などの権利移転登記、自動車の場合は、新規登録を行うことができません。

5 共同入札について

(1) 共同入札とは

一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

(2) 共同入札における注意事項（不動産のみ）

ア 共同入札する場合は、共同入札者の中から1名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申込み手続きおよび入札手続きな

どについては、代表者のログインIDで行うこととなります。手続きの詳細については、「第2 公有財産売却の参加申込みおよび入札保証金の納付について」および「第3 公有財産売却の入札手続き」をご覧ください。

イ 共同入札する場合は、共同入札者全員の誓約書、印鑑登録証明書および共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した申込書、代表者以外の方は代表者に委任する旨の委任状を長野市が指定する日時までに提出することが必要です（必着）。なお、申込書等は長野市のホームページから印刷することができます。また、共同入札者全員の誓約書、印鑑登録証明書および申込書、代表者以外の方は代表者に委任する旨の委任状を長野市が指定する日時までに提出の確認できない場合、入札をすることができません。

ウ 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

エ 自動車、動産については、共同入札はできません。